
知の市場第11回年次大会
化学生物総合管理学会・社会技術革新学会
春季討論集会(2020)

予稿集

- 開催日 : 2020年1月31日(金)
- 会場 : 筑波大学東京キャンパス
4階 432会議室
(東京都文京区大塚3-29-1)

化学生物総合管理学会
社会技術革新学会
知の市場

■ 資料目次 ■

1. 一般発表資料

- 1) 持続可能な発展と企業のイノベーション戦略 -----1
高 玲（亜細亜大学 都市創造学部 助教）

2. 記念講演資料

- 1) 2020年代を展望した日本経済 ―投資家的な戦略転換の潮流に― -----10
高田 創（岡三証券株式会社 グローバル・リサーチセンター理事長
エグゼクティブエコノミスト）
- 2) どうしてWTO逆転敗訴:韓国による水産物輸入禁止措置(福島第1原子力発電所)-----29
見坊 直哉（化学生物総合管理学会 会員）

持続可能な発展と企業のイノベーション戦略

高玲
亜細亜大学

1. はじめに

今日の都市社会においては、人口減少や少子高齢化の進行、貧困や衛生状態の悪化、地球環境問題の深刻化、エネルギー問題、産業競争力の停滞など、数多くの社会課題に直面している。企業の社会的責任はこうした社会課題の解決する企業のイノベーション戦略のあり方を影響していると考えられている。企業においては、その営利性を充足しつつ、社会問題を解決することが求められるが、それが必ずしも公共の福祉を増進させるとは限らない。社会的課題やニーズを先取りし、それをいち早く社会に有意義な製品やサービスを提供できることが求められている。そして、持続可能な発展が求められる時代潮流にあたって、企業内での研究開発活動の成否が、その企業の成長と競争力を左右していると考えられる。本報告では持続可能な発展方向を理性的に認識する上に企業におけるイノベーション戦略のあり方を考察していきたいと考えている。

2. 社会構造の変化

人口減少と少子高齢化がもたらす日本の社会構造が劇的に変化している。経済産業省のデータによると、2050年日本の人口は約1億人まで減少する見込み。今後生産年齢人口比率の減少も加速している。人口推計(2018年(平成30年)10月1日現在)総人口は1億2644万3千人で、前年に比べ26万3千人(0.21%)の減少と8年連続で減少している。その一方、外国人が6年連続の社会増加となっている。増加幅は拡大している¹⁾。急速な少子高齢化、人生100年時代の到来という経済社会の急激な変化を踏まえると、システム自体の改革を行うことで、子どもから若者、子育て世代、現役世代、高齢者まで、全ての世代が安心できる社会保障の基盤を構築する必要があると考えられる²⁾。

そして、社会構造の変化に従って、今までの産業構造に限界があることを見てきた。まず、地球環境の変化、人口高齢化の問題で様々な新しい制約と課題が現れる。今までとは違うタイプのソリューションが必要になってくる。そして、グローバル化が進むと、新たな需要(グローバル中産階級、システム需要)、新しい協業の可能性が拡大している。グローバルは主に経済のグローバル化を指している。経済のグローバル化とは、「さまざまな経済主体(企業など)による経済性の追求が地球規模で可能になること」を意味するが、市場経済メカニズムが地球規模で機能することにより、資源はより効率的に生産できる企業で使われるようになり、世界全体の生産性は上昇して、世界経済は持続的に発展するとされている。すなわち、世界各国に新しい国際的な分業構造が形成されて、競争の促進と産業の発展をもたらす。従った、異分野技術、知識の結合の可能性も拡大している。もう

一つは、日本における、人口の減少に伴って地域経済のあり方が大きく変わり、今までのサービス供給体制、例えば地域医療のあり方などを変える必要になってくる(西山,2013 p87,88)³⁾。こうして、社会構造の変化は、企業を中心に、流通・小売業、製造業から始まり、街づくり、モビリティ、ヘルスケア、農業などさまざまな分野が影響されている。一方、国連では「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核として、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」が 2015 年 9 月に採択された。

3. SDGsの役割

SDGsとは国連が 70 周年を迎えるにあたり、2015 年 9 月 25 日から 27 日までニューヨークの国連本部で会合し、決定した新たな地球規模の持続可能な開発のための 17 のグローバル目標と 169 のターゲット(達成基準)からなる開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs(エスディーゼズ))の略称である。目指している期間としては 2030 年まで設定されている。持続可能な開発のための 2030 アジェンダとも呼ばれている。このアジェンダは人間、地球及び繁栄のための行動計画である。SDGsは格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない問題を含む、すべての国に適用される普遍的(ユニバーサル)な目標である。日本としても積極的に取り組んでいる。また、その達成のために、先進国も途上国も含む各国政府や市民社会、民間セクターを含む様々なアクター(主体)が連携し、ODA や民間の資金も含む様々なリソースを活用していくグローバル・パートナーシップを築いていくこととされている⁴⁾。SDGsは、2000 年 9 月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言を基にまとめられた開発分野における国際社会共通の目標ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)と異なり、すべての企業に、明確に、その創造性及びイノベーションを活用して、持続的な発展のための課題を解決するよう求めている。SDGsは、持続可能な開発に向け、企業が主導して開発し適用する、という機会を提供している⁵⁾。

4. 企業を取り巻く環境の変化

企業を取り巻く「人口減少」、「デジタル化」、「グローバル化」の経済・社会の変化が企業に影響をもたらしている。経済のグローバル化とは、「さまざまな経済主体(企業など)による経済性の追求が地球規模で可能になること」を意味するが、市場経済メカニズムが地球規模で機能することにより、資源はより効率的に生産できる企業で使われるようになり、世界全体の生産性は上昇して、世界経済は持続的に発展するとされている。すなわち、世界各国に新しい国際的な分業構造が形成されて、競争の促進と産業の発展をもたらしている。

一方で、市場経済メカニズムのもつマイナス的な影響も、世界的に拡散している。すなわち、世界経済の一体化は、世界経済の同調性を高め世界同時不況のリスクを高める。技術が優れているだけでは、商品にならない時代でもあり、先進諸国では、IT(情報技術)により産業の高度化、ボーダレス化が進行するものの、同時に産業の空洞化による失業率の増加やデフレーションが発生するおそれがあり、一方、新興国では、アジア通貨危機等に見られるような国際資本の逃避による経済危機の発生、国内産業構造の急激な変化による貧富の格差の増大などの問題も発生するおそれがある。このような大きな変化の影響があるとはいえ、企業が環境変化に直面しなければならないのである。な

げなら、現代社会が抱える問題を解決するに当たって、企業活動もしくは、企業の社会的責任のあり方が求められるようになってきたことにある⁶⁾。現状の企業のSDGsの実践は、いきなり無限責任として認識すべきというよりも、2030年までの有限責任の意義がうすくなるわけではなく、むしろ、企業がどのようにしてSDGsに貢献できるかを考え続けることが重要となっている(國部,2019,p29)⁷⁾。

5. イノベーションとは

イノベーションという言葉は、オーストリアの経済学者シュンペーターによって初めて定義された。その著書「経済発展の理論」の中で、イノベーションとは新しいものを生産する、あるいは既存のものを新しい方法で生産することであり、生産とはものや力を結合することであると述べている。そして、イノベーションにおける新結合として、①創造的活動による新製品開発、②新生産方法の導入、③新市場の開拓、④新たな資源(の供給源)の獲得、⑤組織の改革などを挙げている。

これらの新結合は企業を通じて実現し、社会経済にインパクトをもたらす。端的に言えば、占部(1984:p.205)が「新しいアイデアの企業化に成功することによって、その企業に新たな利益源泉をもたらす」と述べられているとおりである⁸⁾。いわば、イノベーションとは「新しい製品や生産方法、その他を成功裏に導入すること」によって、新たな利益が創出されることを意味している⁹⁾。イノベーションこそが長期的に生産性を上昇させ、持続的成長を可能にする唯一の方法である。かくしてシュンペーターも経済発展の原動力としての企業家のイノベーションにおける役割を強調している¹⁰⁾。

ところで、かつて大きな競争力を発揮した大企業が世界的な経済低迷の影響と新興国市場の急拡大を背景とした価格志向の強まりの中で、苦戦を強いられており、その競争力のあり方、イノベーションのあり方が問われている。

1980年代初期に、マイケル・ポーター(1980,邦訳 p.241)は「企業戦略におけるイノベーションの分析で、市場における最先端のイノベーションの成果が強力な競争力の源泉である」と述べている¹¹⁾。榊原(2005)は内外の様々な事例から、イノベーションを収益に結び付ける営みを鮮やかに描き出している。しかしこれらのイノベーションについての研究は、市場での競争との関係で論じられている¹²⁾。クリステンセン(1997)が「イノベーションは本来社会変革を意味するものである」としているように、イノベーションの最終的な価値に焦点を当てるならば、イノベーションを社会変革として捉えて考察する必要がある¹³⁾。

モノづくりネットでは、イノベーション戦略とは、いかに資源がイノベーションに対する企業目標を満たすように使用され、それによって、価値を提供し、競争優位性を構築する上での意思決定を導くものであると述べている¹⁴⁾。本稿では、戦略とは、領域(ドメイン)の設定、すなわち企業目標を達成するために、長期的な視野と複合思考力で諸力や資源を総合的に運用する方針が中核になるものと考えられている。したがって、イノベーション戦略とは、期待される領域(ドメイン)の選択の元で、新結合の創出の可能性を高める仕組みを作り上げておくことを定義とする。

6. 事例研究

ここでは、企業が持続可能な発展において、SDGsの実践を目指しているイノベーション戦略推進事例を検討する。前述した、SDGsはすべての企業に、明確に、その創造性及びイノベーションを活用して、持続的な発展のための課題を解決するよう求めているので、日本の企業がこのSDGsの実践

できるため、積極的に取り組んでいる。

住宅は社会や経済にさまざまな側面で大きなインパクトを与える事業であり、現在の社会課題を解決に導くことができる多くの可能性を備えていることが積水ハウスグループでは、住宅は社会課題を解決する鍵と認識されている。住宅の役割は、「家族の生命と財産を守るシェルター」、「家族の安らぎの場」や「健康な暮らしのベース」、さらには「子供の教育の場」としても担っている。積水ハウスが考える「経済」、「環境」、「社会」、「住まい手」の「4つの価値」による経営の実践を宣言した。ここでは「環境」について、注目したいと考えている。環境の枠組では、エネルギー、資源、化学物質、生態系などの要素が含まれている。積水ハウスは2016年9月に、屋内の化学物質が原因で頭痛やめまいなどの健康障害を起こす「シックハウス症候群」対策を強化した新仕様の戸建て住宅を開発したことを明らかにした。シックハウス症候群はホルムアルデヒドなどの化学物質が原因とされる。積水ハウスは業界に先駆け、主要な5種類の化学物質について厚生労働省の指針値の半分以下に抑えた「エアキス」ブランドの戸建て住宅を平成23年から販売。シックハウス症候群対策へのニーズは大きいと判断した積水ハウスが新たなブランドを立ち上げ、子育て世帯などに売り込む¹⁵⁾。積水ハウスグループは住まいづくりを通じて「サステナブル・ビジョン」に基づき、価値を創造することにより社会課題の解決に取り組んでいた¹⁶⁾。

その一方、中国でのシックハウスの被害はきわめて深刻な現状である。中国室内装飾協会の発表によれば、シックハウスに起因する死者は中国全土で年間11万人を超え、また、シックハウスの影響は特に子供に出やすく、上海市児童医学中心の発表によれば、白血病を患う子供のうち約8割が半年以内に自宅を新築またはリフォームしており、病気との間に何らかの因果関係があると考えられている。中国では、シックハウスを防止するため、人体に深刻な影響がある化学物質について基準値を設けているが、市場には悪質な建材や室内装飾材がまだまだ多く存在している。公益財団法人福島県産業振興センター上海代表処の調査によると、上海市内では、建材取扱業者7万社のうち規模の大きな会社は100社あまりにすぎず、また、営業許可を取っている内装工事業者1万6千社のうち、まともな営業を行っているのは3000社程度にすぎないと言われ、残りは個人業者が低価格を武器にゲリラ的に営業をしているといわれる。売り手は利益最優先であること。今後、被害を起さないよう、化学物質を生産する企業側と建築業者の責任と徹底しなければならないと考えられる¹⁷⁾。

7. まとめ

本報告では、社会構造の変化により、国連は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核として、「持続可能な開発目標(SDGs)」の採択することでこの変化を対応しようとのことを述べた。また、SDGsが、持続可能な開発に向け、企業が責任を持ち、主導して開発を行わなければならないことであることが重要である点も確認できた。

さらに、イノベーション戦略について、期待される領域(ドメイン)の選択の元で、新結合の創出の可能性を高める仕組みを作り上げておくことを本報告で新たに再定義し、その上で、日本企業ならびに現状が厳しい中国のシックハウス事情を対照的に事例として検討してきた。今後さまざまに変動する社会構造の変化に注目しながら、持続可能な発展方向を理性的に認識する上に企業におけるイノベーション戦略のあり方について、具体的な企業の実例を引き続き注目したいと考えている。

引用文献・参考文献

- 1) 総務省統計局 <https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2018np/index.html#a05k30-a>)
- 2) 経済産業省、『2050年までの経済社会の構造変化と政策課題について』,2018
- 3) 西山圭太「政府の取り組み:経済産業省」『持続可能な発展とイノベーション』企業と社会フォーラム編,千倉書房,2013
- 4) 外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>
- 5) GRI、国連グローバル・コンパクト、WBCSD『SDG Compsaa SDGs の企業行動指針—SDGsを企業はどうかつようするか—』,2016
- 6) 経済産業省 <https://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2009/2009honbun/html/i3110000.html>
- 7) 國部克彦「CSRにおける責任(responsibility)の概念」『企業と社会フォーラム学会誌』第8号,2019
- 8) 占部都美 [新訂・経営管理論],白桃書房,1984
- 9) 後藤晃『イノベーションと日本経済』岩波書店,2000
- 10) 高橋篤美『イノベーションと企業の社会的責任』,創価経営論集,第28巻,2004,pp.55-63
- 11) Michael E. Porter (1980) Competitive Strategy, New York, U.S.A,1980(土岐坤・中辻萬治・服部照夫訳『競争の戦略(新訂)』,ダイヤモンド社,1995年)
- 12) 榊原清則『イノベーションの収益化—技術経営の課題と分析』有斐閣,2005年
- 13) Clayton M. Christensen『The Innovator's Dilemma: When New Technologies Cause Great Firms to Fail』, Harvard Business School(玉田俊平太監修、伊豆原弓訳『イノベーションのジレンマ—技術革新が巨大企業を滅ぼすとき』,翔泳社,2001)
- 14) モノづくりネット <http://www.monotsukuri.net/>
- 15) 産経 WEST <https://www.sankei.com/west/news/160906/wst1609060007-n1.html>
- 16) 和田勇「持続可能性と積水ハウスの戦略」『持続可能性と戦略』企業と社会フォーラム編,千倉書房,2015
- 17) 公益財団法人福島県産業振興センター上海代表処,ビジネス情報、「新築、リフォームにご用心 ～中国のシックハウス事情～」
<http://www.fukushima-cn.jp/business/residence-report/pid-159.php>

持続可能な発展と 企業のイノベーション戦略

亜細亜大学
高 玲

2020年1月31日

知の市場年次大会

1

はじめに

- 今日の都市社会の問題
 - 人口減少、少子高齢化の進行、貧困や衛生状態の悪化...
 - 数多くの社会課題が存在
 - 社会課題の解決する担い手は企業
- ◆ 本報告では持続可能な発展方向を理性的に認識する上に企業におけるイノベーション戦略のあり方を考察

2020年1月31日

知の市場年次大会

2

社会構造の変化

- 人口推計(2018年)総人口は1億2644万3千人で, 前年に比べ26万3千人の減少
- 外国人が6年連続の社会増加
- 産業構造に限界がある
- グローバル化が進む
- 世界各国に新しい国際的な分業構造が形成され

SDGsの役割

- SDGsとは
- 17のグローバル目標と169のターゲット
- MDGsについて
- 企業が主導して開発し適用する

企業を取り巻く環境の変化

- 経済・社会の変化
 - ①「人口減少」②「デジタル化」③「グローバル化」
- 市場経済メカニズムの影響
- 新興国での経済危機
- 国内産業構造の変化
- 企業がSDGsに貢献できること

イノベーション

- イノベーション:新しい製品や生産方法、その他を成功裏に導入することによって、新たな利益が創出される
- イノベーションこそが長期的に生産性を上昇させ、持続的成長を可能にする唯一の方法
- 最先端のイノベーションの成果が強力な競争力の源泉(市場競争)
- イノベーションを社会変革として考察する必要

事例研究(積水ハウスグループ)

- 社会課題を解決する鍵:住宅
- 「4つの価値」
 - ①「経済」②「環境」③「社会」④「住まい手」
- 「シックハウス症候群」対策
- 対照事例:現状が厳しい中国のシックハウス事情(上海)

まとめ

- 社会構造の変化の現状を認識
- 持続可能な開発目標SDGsへの理解
- イノベーション戦略を再定義
- 今後について



2020年代を展望した日本経済
—投資家的な戦略転換の潮流に—

2020.1.31

岡三証券株式会社
グローバル・リサーチセンター 理事長
エグゼクティブエコノミスト 高田 創

最後に重要な注意事項が記載されていますので、十分にお読みください。

2020年のキーワード 5つの論点

1. 回復感なき底入れ

底入れはしたが、回復感に欠ける

「Synchronized Slowdown and Precarious outlook」 (IMF)
大きな転換を前にした静けさの年に

2. 世界的な資産価格の活況

世界的金融緩和継続での底上げ

変動の縮小も資産価格底上げに

Great Stabilization (大いなる安定の時代)

3. 日本の見直し、ジャパン プレゼンス

1990年代 ジャパン バッシング

2000年代 ジャパン パッシング

2020年代 ジャパン クロッシング、ジャパン プレゼンス

4. 資本主義とデータ主義・スキル主義

世界は資本家に集中する時代

データとスキルが富を集める時代

格差と不満の時代

5. 子年

干支の最初の年

相場格言は繁栄

戦後株式市場は3勝2敗、ただし3回の上昇は2割超

1. はじめに

- 2020年はリスクシナリオが重要な年

- 予想はあたるか

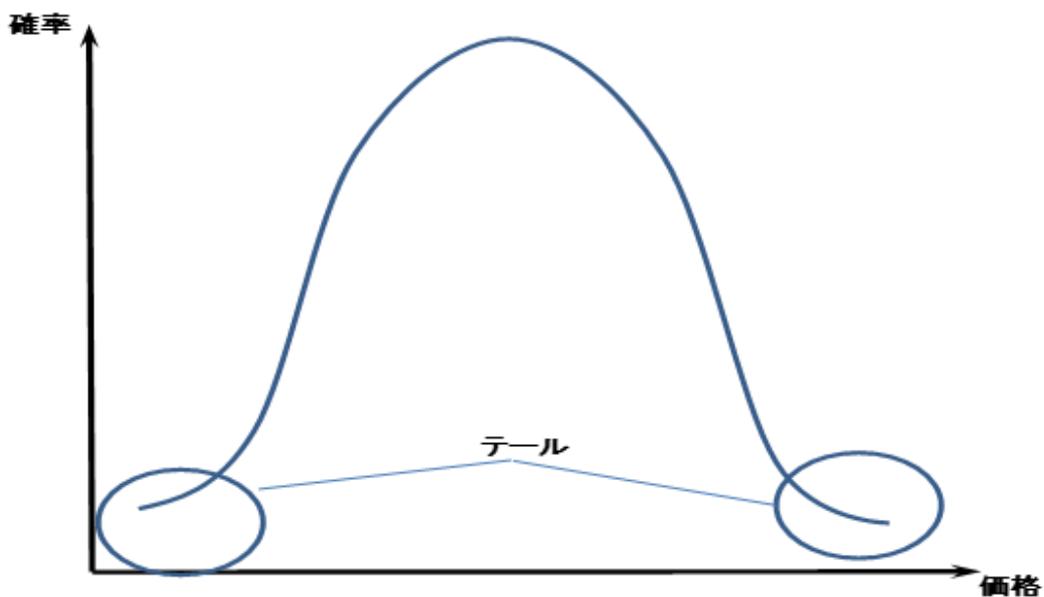
予想（よそう）

まさか

- メインシナリオとサブシナリオ（プランB）
- テール・リスク

確率分布のなかで「裾野」・「尻尾（テール）」で生じる確率の低いイベント
テール・リスクとは確率的には非常に低いイベントだが実際に生じると影響が大きい

■図表1：テール・リスクの概念図



(資料) 筆者作成

最後に重要な注意事項が記載されていますので、十分にお読みください。

- ・「テール・リスク」と「ブラック・スワン」 (black swan)

従来の常識的な経験からはまったく想定できない事象が生じることで、その事象が人々に大きな影響を与える

- ・「灰色のサイ」 (grey rhino)

本来高い確率で生じうるイベントであり、それが起きれば大きな影響を及ぼすにも関わらず、見過ごされている事象

- ・「100年に一度」が頻繁に起きる時代

想定外と言えない時代

世界中で起きる地政学的なこと、金融市場で生じること、そして内外の気候変動

マイナス金利は人類何千年の歴史になかった現象

三四半世紀近く世界規模での戦争がないのは有史以来、稀

- ・リスクシナリオの日常化

リスクシナリオの日常化が今日の特徴

従来の固定観念を取り払って、様々なことに思いを巡らす時代

- ・「お天道様の下で起きることはどうしようもない」

いまや、猛暑や大雨等の自然災害も想定外で済ませられない状況

- ・「チョコちゃんに叱られる」

「ボーっと生きてんじゃねーよ！」

よくある常識となっている事象を人々が見過ごしていることへの警鐘

- ・「E S G」 (Environment Social Governance) にも注目

気候変動等も含んだ、「E S G」 (環境・社会・ガバナンス) の概念を重視

従来の延長線上にない構造転換、非連続的な動き

グリーン・ニューディール

(参考) ■図表2：2020年サプライズ（実現の蓋然性は低いが生じると影響のあるもの）

1	環境問題への関心、日本に緑の党	環境問題への急速な関心の高まりで日本でも緑の党（既存の緑の党とは別組織）が結成され環境問題への関心が政治レベルに。日本版グretaさんがアイドルのように登場し大きな話題に
2	米中接近	対立しあっていた米中がトランプ大統領と習近平主席の電撃会談で急転直下、急接近。日本の頭ごしの合意で日本が蚊帳の外に置かれる不安浮上
3	インフレ懸念浮上	世界的な財政拡張、インフラ投資に伴う政策転換から40年近く続いた低インフレトレンドの転換で値上げが相次ぐ。マイナス金利政策もグローバルで転換
4	東京五輪の天候不安	集中豪雨で東京五輪予定に大きな影響。札幌に熱波が襲い東京より気温が高くなる異変。東京五輪が気候変動への対応事例として歴史的なものとなり夏季開催の見直しも。五輪ロスのショックで不況に
5	リブラを国営化	米国政府がリブラを国有化して政府として仮想通貨を発行。ドルに紐づけして米国ドルの基軸通貨を死守する姿勢を明確に。中国のデジタル人民元に対抗し基軸通貨の覇権争いに
6	米国の為替介入	大統領選挙前の米ドル高による経済へのマイナス、貿易赤字への不満からトランプ大統領は為替介入を実施、人民元を始め広範な通貨でのドル売りを実施、管理通貨制に向かいだす兆しに
7	世界中がバブルに	欧州や日本を中心としたマイナス金利、米国の金融緩和継続から世界的な株式・不動産市場の高騰が続き、一部にバブル懸念。株式が新たな安全資産になる局面も。高級品ブーム到来。令和ブームで平成デフレが一転
8	東京五輪で日本ブーム、ジャポニズム	2019年ラグビー・ワールドカップや2020年東京五輪・パラリンピックの運営への評価、日本の安全への評価から日本の再評価の高まり。香港不安から東京への移住の急増。東京は一躍世界中のトレンドタウンに。春に全国的には「桜を見る会」開催される
9	プラスチックごみ全廃に	プラスチックごみに対する意識の高まりからオフィスでマイバッグ、マイボトルがトレンドに。健康や環境への配慮から合成肉がファーストフードでも全盛に。合成肉レストランも急増
10	資産運用ブーム	2019年の「2000万円問題」の副次効果から若者中心に資産運用ブーム到来。大学では資産運用サークル急増。成人式だけでなく高齢式もブームになり、その中で資産運用セミナーが話題に

(資料：筆者作成)

最後に重要な注意事項が記載されていますので、十分にお読みください。

2. 2020年の経済見通しは回復感に欠ける

- 2020年の世界経済見通しは回復感なき底入れ

・ 図表3は2019年10月に発表されたIMFの世界経済見通し

「Synchronized Slowdown and Precarious outlook」 (IMF)

2020年は世界的にそれまでの下落からの底入れを視野に入れるものの、なかなか回復感が感じられにくい年

■ 図表3：IMFの世界経済見通し

	2018	予測		2019年4月との差	
		2019	2020	2019	2020
先進国	2.3	1.7	1.7	-0.1	0.0
米国	2.9	2.4	2.1	0.1	0.2
ユーロ圏	1.9	1.2	1.4	-0.1	-0.1
日本	0.8	0.9	0.5	-0.1	0.0
英国	1.4	1.2	1.4	0.0	0.0
新興国	4.5	3.9	4.6	-0.5	-0.2
中国	6.6	6.1	5.8	-0.2	-0.3
インド	6.8	6.1	7.0	-1.2	-0.5
ASEAN5	5.2	4.8	4.9	-0.3	-0.3
ロシア	2.3	1.1	1.9	-0.5	0.2
ブラジル	1.1	0.9	2.0	-1.2	-0.5

(資料) IMFより

・ 2016年を底にした世界の製造業を中心とした回復の原動力は、①中国の回復、②半導体サイクル、③米国のトランプ・ラリー、の3要因

・ 2018年から2019年にかけての世界的な減速は、以上の3要因の転換、すなわち①中国の減速、②半導体サイクルの減速、③米国トランプ・ラリーの息切れ

・ 2020年は、①中国の回復は鈍い、②半導体サイクル改善、③米国の回復の不確実性

最後に重要な注意事項が記載されていますので、十分にお読みください。

日本は東京五輪後の不況はあるか

- ・ 東京五輪後の不況への懸念
- ・ 世界的に見て底入れ感はあるにも回復期待に乏しい
- ・ 消費増税前の駆け込みの反動減
- ・ 2019年以降の生産減

雇用と資産価格の底上げ

- ・ 雇用環境の良好さ
- ・ 資産価格の底上げ
- ・ 不動産の活性化
- ・ 建設の更新需要

経済対策の底上げ

- ・ 13兆円の経済対策の底上げ
- ・ 各地でのインフラ更新投資への需要が根強い
- ・ アジアの成長の取り込みを中心に世界全体を視野にした投資家的な戦略
- ・ 日本は人口減少の不安を抱えながらも2020年代は1%前後の成長が続く新状態（ニューノーマル）
- ・ 平成のバブル崩壊後の縮小均衡的な引き籠り状況から、令和（2020年代）の環境は通常の状態に戻る

3. 日本を取り巻く地政学環境に注目

- 平成初期と令和との大きな違いは日米関係

■ 図表4：米国の仮想敵国と日米関係

大統領名	政党	時期	米の仮想敵国	日本との関係
レーガン	共和	1981 - 1989	ソ連との冷戦、アフガニスタン侵攻以降の緊張高まり、ソ連が仮想敵国	「ロン・ヤス」の関係強化、プラザ合意
ブッシュ(父)	共和	1989 - 1993	ベルリンの壁崩壊、ソ連の弱体化 日本が仮想敵国化	日本異質論、日本脅威論、日米構造協議
クリントン	民主	1993 - 2001	日本の仮想敵国化	日米自動車協議を中心に通商摩擦
ブッシュ(子)	共和	2001 - 2009	2001年、同時多発テロ 「悪の枢軸」が新たな仮想敵国	「ブッシュ・小泉」の緊密な関係
オバマ	民主	2009 - 2017	戦略的忍耐論 仮想敵国の喪失	日本の民主党政権下の日米関係の不安定化
トランプ	共和	2017-	米中通商摩擦、中国異質論 中国が仮想敵国化	「トランプ・安倍」の緊密な関係

(資料) 筆者作成

- 日中関係も改善に
→日米・日中の関係良好な稀な局面
- 日EU EPAで連携強化
- 日英 EPAも展望
- アジアの比重の拡大
- 2020年代、インドの人口が今後世界一に
- 2050年代、アフリカの人口台頭

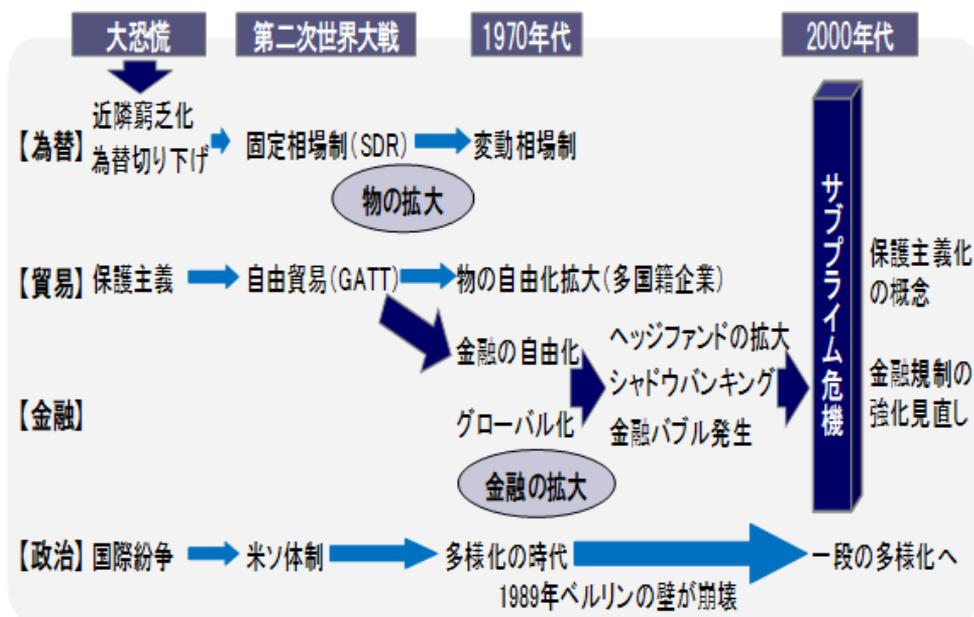
最後に重要な注意事項が記載されていますので、十分にお読みください。

4. 2020年代は40年サイクルの節目

・ 40年サイクルの節目に

- ・ 1930年代後半の世界大恐慌、1970年代後半のマネタリズム、現在の40年周期
- ・ 1930年代、大恐慌への対応としてケインズ政策での財政政策の活用
通貨切り下げ競争の反省を踏まえた固定相場制
- ・ 1970年代、狂乱インフレへの対応が、マネタリズムでの金融政策の活用
インフレ目標の設定での金融政策偏重
ドル不足からのレバレッジ拡大、変動相場制
- ・ 2020年代、世界的なマイナス金利の波及
世界的な通貨戦争への反省から国際協調も
金融政策偏重から財政政策の活用

■ 図表5：70年代以降に進んだ市場化・グローバル化のプロセス



(資料) 筆者作成

最後に重要な注意事項が記載されていますので、十分にお読みください。

超低金利時代の長期化を覚悟

- ・世界の長期金利が1970年代後半頃を天井に40年近い低下傾向
- ・1970年代後半には米国中心に10%を超える二桁金利の状況
- ・その後、2020年近くに至るまで結果として傾向的な金利低下

日本化現象

- ・日本化の波及
- ・低金利の長期化への観測が強まった

構造要因

- ・世界的な高齢化
- ・生産性の低下
- ・シェアリング経済を中心とした産業構造の変化等

日米欧金融政策の5回のジンクスと低金利長期化

- ・日米欧の金融政策は連動した動きを繰り返す
- ・常に米国が最初に利上げを行い、次いで欧州、日本が利上げを行う歴史
- ・2018年までは、欧州、日本は利上げを含めた正常化を行いうる猶予期間
- ・2019年に米国が一転して利下げに転じたことで、欧州・日本の金利正常化は封印され、2020年以降も低金利状況が続く

2020年代は節目に

- ・2020年代は転換に向けたマグマを貯める状況
- ・70年代以降の潮流の節目に

5. 「金利水没」とLED戦略

- 金利水没のなかの戦略はLED戦略

■ 図表6：世界の金利の「水没」マップ（2020年1月6日）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	20年	30年	40年
スイス	-0.61	-0.73	-0.75	-0.75	-0.72	-0.68	-0.67	-0.61	-0.62	-0.58	-0.55	-0.51	-0.48	-0.44	-0.41	-0.30	-0.26	
デンマーク	-0.73	-0.68	-0.64	-0.59	-0.54	-0.49	-0.45	-0.41	-0.34	-0.27	-0.22	-0.18	-0.14	-0.10	-0.06	-0.02		
ドイツ	-0.60	-0.62	-0.62	-0.58	-0.55	-0.50	-0.45	-0.39	-0.33	-0.29	-0.26	-0.23	-0.19	-0.16	-0.13	0.02	0.25	
オランダ	-0.54	-0.59	-0.63	-0.58	-0.50	-0.42	-0.37	-0.29	-0.24	-0.16	-0.13	-0.10	-0.07	-0.05	-0.02	0.21	0.25	
オーストリア	-0.58	-0.58	-0.58	-0.53	-0.43	-0.34	-0.27	-0.22	-0.14	-0.07	-0.02	0.04	0.09	0.14	0.20	0.27	0.52	
フィンランド	-0.53	-0.60	-0.57	-0.52	-0.48	-0.34	-0.26	-0.18	-0.12	-0.05	0.00	0.05	0.10	0.15	0.20	0.29	0.45	
日本	-0.13	-0.14	-0.14	-0.14	-0.13	-0.13	-0.12	-0.10	-0.05	-0.03	0.00	0.04	0.07	0.10	0.14	0.27	0.40	0.43
フランス	-0.59	-0.61	-0.58	-0.52	-0.41	-0.32	-0.23	-0.18	-0.07	0.02	0.08	0.13	0.19	0.25	0.30	0.52	0.84	
アイルランド	-0.32	-0.40	-0.48	-0.45	-0.37	-0.24	-0.18	-0.10	-0.02	0.06	0.14	0.21	0.25	0.29	0.33	0.52	0.90	
スウェーデン	-0.30	-0.32	-0.27	-0.22	-0.17	-0.12	-0.08	-0.01	0.06	0.13	0.17	0.20	0.24	0.28	0.32	0.51		
スペイン	-0.46	-0.41	-0.39	-0.28	-0.12	-0.04	0.06	0.15	0.26	0.41	0.48	0.56	0.64	0.72	0.80	0.81	1.27	
ポルトガル	-0.49	-0.55	-0.36	-0.22	-0.14	0.05	0.14	0.20	0.31	0.37	0.44	0.52	0.59	0.66	0.74	0.95	1.29	
イタリア	-0.22	-0.06	0.03	0.36	0.52	0.78	0.89	1.02	1.18	1.36	1.46	1.56	1.66	1.76	1.86	2.07	2.43	
英国	0.66	0.59	0.54	0.57	0.59	0.55	0.58	0.63	0.69	0.77	0.84	0.90	0.94	0.97	1.00	1.16	1.24	1.14
豪州	0.89	0.80	0.78	0.81	0.86	0.92	1.00	1.12	1.19	1.21	1.24	1.26	1.26	1.30	1.33	1.64	1.83	
ノルウェー	1.33	1.34	1.33	1.32	1.31	1.32	1.33	1.35	1.36	1.38								
カナダ	1.71	1.64	1.63	1.61	1.59	1.59	1.60	1.59	1.59	1.59	1.59	1.60	1.60	1.60	1.61	1.63	1.69	
米国	1.55	1.55	1.57	1.59	1.61	1.67	1.73	1.75	1.78	1.81	1.83	1.86	1.88	1.91	1.93	2.05	2.28	
中国	2.47	2.66	2.67	2.77	2.87	2.97	3.08	3.11	3.15	3.18	3.24	3.30	3.37	3.43	3.50	3.52	3.73	
インド	5.53	5.78	6.33	6.44	6.45	6.63	6.85	6.85	6.84	6.57	6.99	6.92	7.07	7.01	7.08	7.10	7.14	

	0%未満
	0%以上0.5%未満
	0.5%以上1.0%未満
	1.0%超

※Refinitivデータより岡三証券作成
 ※2020年1月6日時点、値がない場合は直近値
 ※一部データは岡三証券推計値

- 基本はLED戦略

L (Long) 長く、E (External) 海外、D (Diversify) 多様化

- L：超長期分野の関与

世界的に超長期分野への活用拡大に

- E：海外のフロンティア拡大

商業銀行分野は新興国を中心に拡大に

- D：多様化でキャッシュフローの源泉に

エクイティ、不動産、実業への関与、財政の生み出すインフラ分野

金利マイナスでも配当・賃料はマイナスにならない

→エクイティ・不動産への資金の流れは継続

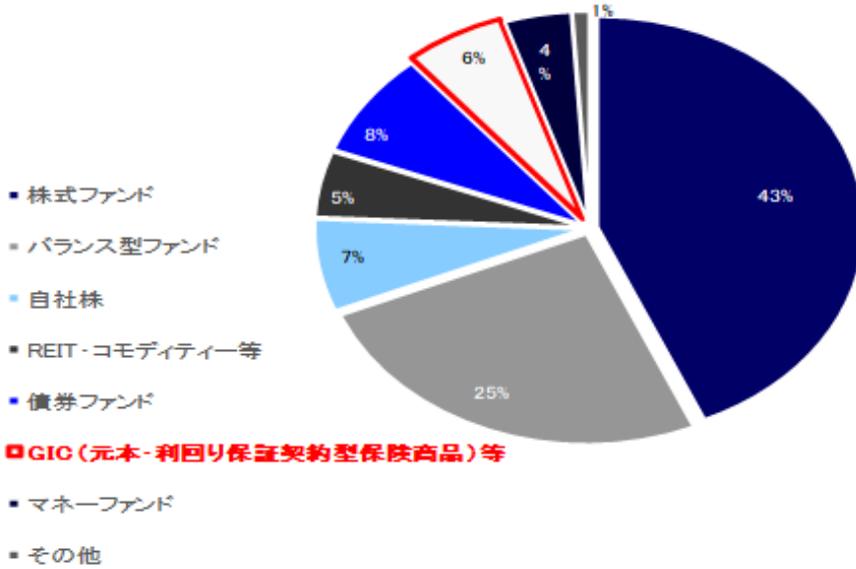
最後に重要な注意事項が記載されていますので、十分にお読みください。

LED戦略と企業行動

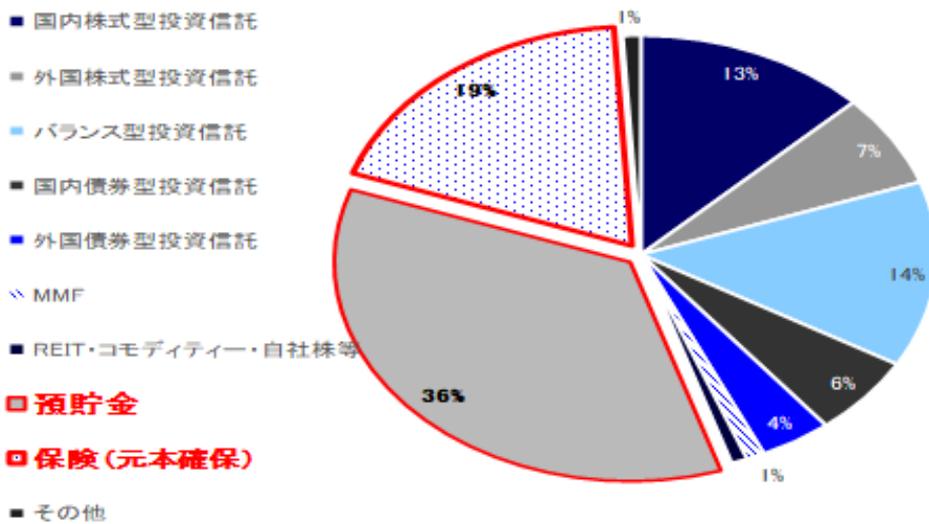
- ・日本の地域金融機関が超長期債券を保有するのはL（長期）の拡大の一例
 - ・日本の銀行が米国やアジア中心に海外進出を拡大するのはE（海外）の拡大
 - ・日本の保険業態が海外M&Aを拡大するのは、E（海外）とD（多様化）の拡大
 - ・金融業と異業種の融合も（デジタル分野等）
 - ・金融機関の商社化の拡大でエクイティ投資も検討に
-
- ・日本企業が海外進出を行うのは内需に乏しい（金利水没）の日本からの脱出
 - ・日本企業はキャッシュフロー獲得の観点から実業の志向を多様化
 - ・日本企業はキャッシュフローの源泉を川上まで遡って獲得（海外や実業）
-
- ・企業の対応として内需に乏しい日本に限定せず、海外にフロンティアを求める活動は、事実上、LED戦略
 - ・日本企業が金融機関以上に海外への進出を行い、M&A活動を通じ株式投資を行ってきたのは典型的なLED戦略
-
- ・日本の投資家的な戦略転換
 - ・マクロ的には財政も含めたキャッシュフロー創出も
-
- ・日本の公的年金（GPIF）は外貨40%、内外株式50%に資金シフト
→ 日本国民は既にLED戦略を行っている

■ 図表7：米国と日本の年金の資産配分

米国（401Kプラン）の資産配分



日本（企業型DC）の資産配分



(出所) 金融庁

最後に重要な注意事項が記載されていますので、十分にお読みください。

6. 2020年代は投資の常識の転換

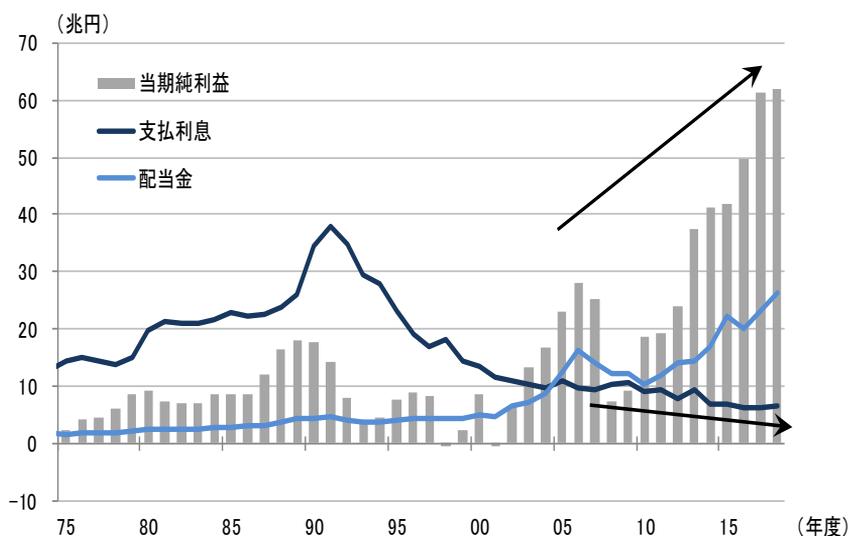
・ 債券はインカム、株式はキャピタルとの常識の転換に

- ・ 従来、投資に関する教科書では、債券への投資は利払いに伴うインカムを重視
- ・ 株式投資は配当よりも価格変動に伴うキャピタルゲインを期待

現実には

- ・ 債券インカムに依存できずマイナス金利ゾーンでの価格変動、キャピタルゲイン
- ・ マイナス金利でも配当はマイナスにならないなか、株式の配当の重要性
- ・ 株式はインカムを重視して投資する考え
- ・ 配当が利払いの4倍以上、配当をインカムとして重視
- ・ 不動産市場もインカム重視、REITへの関心

■ 図表8：企業業績と投資家への収益還元



(出所) 財務総合政策研究所「法人企業統計」より

超低金利長期化で投資の常識が変わる

「債券＝リスクフリー」の前提が変わる可能性

新たなリスクフリー商品

新たな運用の「おコメ」は安定配当の株式、安定賃料の不動産に

最後に重要な注意事項が記載されていますので、十分にお読みください。

資本家的な発想を

フランスの有名なエコノミストであるトーマス・ピケティの「21世紀の資本」では、以下の基本関係

$$\text{資本の収益率 (r)} > \text{所得の収益率 (g)}$$

として資本の収益率が所得の収益率を上回る状況が続くことで格差が拡大

- ・以上の傾向は、先に示した金利水没の環境で一層拡大

勝ち組 (借り手)	負け組 (貸し手)
政府 企業	金融機関、なかでも預金金融機関 保険・年金 家計

- ・超低金利環境は、資産価格の上昇を通じて世の中の格差を一層広げる可能性
- ・2020年代は経済の回復感が無きままに、資産市場が底上げ
- ・投資家としては資本の収益率の潮流に沿って、エクイティへの投資の必要性が高まっている
- ・預金では投資家になれない時代
- ・渋沢栄一 「資本主義の父」
2021年NHK大河ドラマ「青天を衝け」
産業と金融の一体化
- ・2020年代は世界的に格差への不満が高まりやすく、政治的な不安が欧米を中心として続きやすい
米民主党大統領候補 バーニー・サンダース、エリザベス・ウォーレン
英国 労働党 コービン

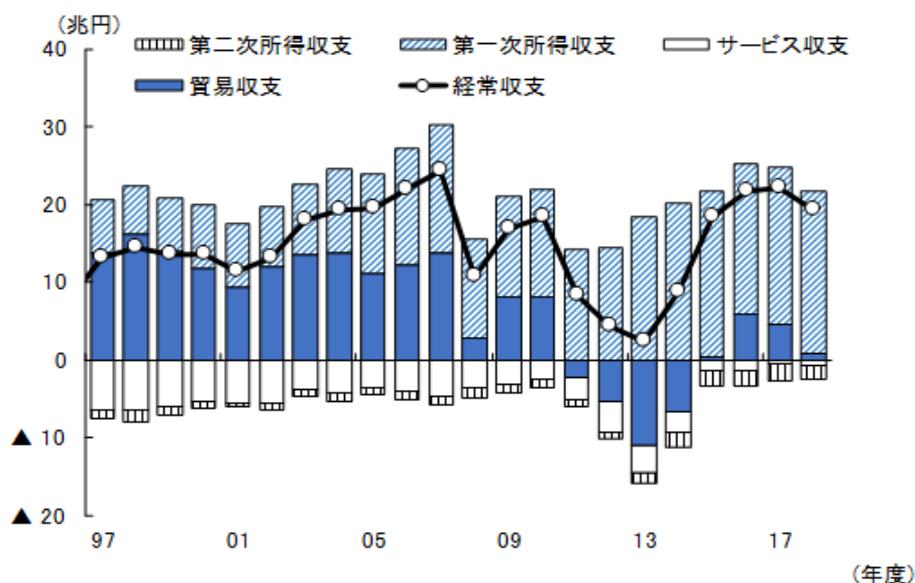
7. 2020年代の日本の戦略転換

- 2020年代の日本の戦略は投資立国

国もLED戦略に

- 今や経常黒字の大半は所得収支。過去に日本が投資した金融資産からの利払い・配当が中心
- また企業の海外進出の結果、直接投資した先からの配当も多い
- 日本の国自体の成長戦略そのものが投資家的、総合商社的になっている

■ 図表9：日本の経常収支の推移



(出所) 日本銀行「国際収支統計」より

インバウンド、サービス業も輸出する時代に

- インバウンドのもたらす収支はサービス業の輸出に相当
- 日本の戦略が製造業輸出モデルから、サービス業も輸出をするソフトの競争力に支えられる時代へと変化
- 2020年代の戦略は、日本から世界全体を視野に含んだ投資家的な対応、国際分散投資
- 国そのものが投資家的な視野をもってグローバルに目を見開く時代

最後に重要な注意事項が記載されていますので、十分にお読みください。

重要な注意事項

免責事項

- ・本レポートは、投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成されたものであり、個々の投資家の特定の投資目的、または要望を考慮しているものではありません。また、本レポート中の記載内容、数値、図表等は、本レポート作成時点のものであり、事前の連絡なしに変更される場合があります。なお、本レポートに記載されたいかなる内容も、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。投資に関する最終決定は投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いします。
- ・本レポートは、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成されたものですが、その情報の正確性、安全性を保証するものではありません。企業が過去の業績を訂正する等により、過去に言及した数値等を修正することがありますが、岡三証券がその責を負うものではありません。
- ・岡三証券及びその関係会社、役職員が、本レポートに記載されている有価証券について、自己売買または委託売買取引を行う場合があります。岡三証券の大量保有報告書の提出状況については、岡三証券のホームページ(<http://www.okasan.co.jp>)をご参照ください。

地域別の開示事項

日本:

○金融商品は、個別の金融商品ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。金融商品取引のご契約にあたっては、あらかじめ当該契約の「契約締結前交付書面」(もしくは目論見書及びその補完書面)または「上場有価証券等書面」の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただいたうえでご契約ください。

<有価証券や金銭のお預りについて>

株式、優先出資証券等を当社の口座へお預けになる場合は、1年間に3,300円(税込み)の口座管理料をいただきます。加えて外国証券をお預けの場合には、1年間に3,300円(税込み)の口座管理料をいただきます。ただし、当社が定める条件を満たした場合は当該口座管理料を無料といたします。

なお、上記以外の有価証券や金銭のお預りについては料金をいただきません。さらに、証券保管振替機構を通じて他社へ株式等を口座振替する場合には、口座振替する数量に応じて、1銘柄あたり6,600円(税込み)を上限として口座振替手数料をいただきます。

お取引にあたっては「金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただいたうえでご契約ください。

<株式>

- ・株式の売買取引には、約定代金(単価×数量)に対し、最大1.265%(税込み)(手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み))の売買手数料をいただきます。ただし、株式累積投資は一律1.265%(税込み)の売買手数料となります。国内株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・外国株式の海外委託取引には、約定代金に対し、最大1.375%(税込み)の売買手数料をいただきます。外国株式の国内店頭(仕切り)取引では、お客様の購入および売却の単価を当社が提示します。この場合、約定代金に対し、別途の手数料および諸費用はかかりません。
- ※外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料および公租公課その他の賦課金が発生します(外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その合計金額等をあらかじめ記載することはできません)。外国株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・株式は、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による株価の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- ・株式は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・また、外国株式については、為替相場の変動によって、売却後に円換算した場合の額が下落することによって損失が生じるおそれがあります。

<債券>

- ・債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・債券は、金利水準、株式相場、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による債券価格の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- ・債券は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、債券価格が変動することによって損失が発生するおそれがあり、また、元本や利子の支払いの停滞もしくは支払い不能の発生または特約による元本の削減等のおそれがあります。
- ・金融機関が発行する債券は、信用状況の悪化により本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

<個人向け国債>

- ・個人向け国債を募集により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。個人向け国債を中途換金する際は、次の計算によって算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます(直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685)。
- ・個人向け国債は、安全性の高い金融商品ではありますが、発行体である日本国政府の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払い不能が生じるおそれがあります。

<転換社債型新株予約権付社債(転換社債)>

国内市場上場転換社債の売買取引には、約定代金に対し、最大1.10%(税込み)(手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み))の売買手数料をいただきます。転換社債を募集等によりご購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。転換社債は転換もしくは新株予約権の行使対象株式の価格下落や金利変動等による転換社債価格の下落により損失が生じるおそれがあります。また、外貨建て転換社債は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

<投資信託>

- ・投資信託のお申込みにあたっては、銘柄ごとに設定された費用をご負担いただきます。
お申込時に直接ご負担いただく費用:お申込手数料(お申込金額に対して最大3.85%(税込み))
保有期間中に間接的にご負担いただく費用:信託報酬(信託財産の純資産総額に対して最大年率2.254%(税込み))
換金時に直接ご負担いただく費用:信託財産留保金(換金時に適用される基準価額に対して最大0.5%)
その他の費用:監査報酬、有価証券等の売買にかかる手数料、資産を外国で保管する場合の費用等が必要となり、商品ごとに費用は異なります。お客様にご負担いただく費用の総額は、投資信託を保有される期間等に応じて異なりますので、記載することができません(外国投資信託の場合も同様です)。
- ・投資信託は、国内外の株式や債券等の金融商品に投資する商品ですので、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による、対象組入れ有価証券の価格の変動によって基準価額が下落することにより、損失が生じるおそれがあります。
- ・投資信託は、組入れた有価証券の発行者(或いは、受益証券に対する保証が付いている場合はその保証会社)の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等による、対象組入れ有価証券の価格の変動によって基準価額が変動することにより、損失が生じるおそれがあります。
- ・上記記載の手数料等の費用の最大値は、今後変更される場合があります。

<信用取引>

信用取引には、約定代金に対し、最大1.265%(税込み)(手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み))の売買手数料、管理費および権利処理手数料をいただきます。また、買付けの場合、買付代金に対する金利を、売付けの場合、売付株券等に対する貸株料および品賃料をいただきます。委託証拠金は、売買代金の30%以上で、かつ300万円以上の額が必要です。信用取引では、委託証拠金の約3.3倍までのお取引を行うことができるため、株価の変動により委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

- 自然災害等不測の事態により金融商品取引市場が取引を行えない場合は売買執行が行えないことがあります。
- 2037年12月までの間、復興特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して2.1%の付加税が課税されます。

岡三証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

香港:

本レポートは、香港証券先物委員会(SFC)の監督下にある岡三国際(亞洲)有限公司によって、SFCに規定される適格機関投資家(PI)に配信されたものです。本レポートに関するお問い合わせは岡三国際(亞洲)有限公司にお願いします。

米国:

本レポートは岡三証券が作成したものであり、1934年米国証券取引所法に基づく規則15a-6に規定される米国主要機関投資家のみには配信されたものです。岡三証券は、米国内における登録業者ではないため、米国居住者に対しブローカー業務を行いません。本レポートで言及されている銘柄の売買注文は、アーバック・グレイソン社を通して執行いたします。

なお、本レポートは、受領者及びその従業員が使用することを目的として配信しております。

さらに、本レポートのアナリストは米国で活動をしていないため、米国のリサーチ・アナリストとして登録されておらず、資格も有していません。また、当該アナリストは、アーバック・グレイソン社または他の業者の関係者ではありません。したがって、当該アナリストは、米国金融規制機構(FINRA)規則の適用の対象ではありません。

その他の地域：

本レポートは参照情報の提供のみを目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。本レポートの受領者は、自身の投資リスクを考慮し、各国の法令、規則及びルール等の適用を受ける可能性があることに注意する必要があります。

地域によっては、本レポートの配布は法律もしくは規則によって禁じられております。本レポートは、配布や発行、使用等をすることが法律に反したり、岡三証券に何らかの登録やライセンスの取得が要求される国や地域における国民や居住者に対する配布、使用等を目的としたものではありません。

※本レポートは、岡三証券が発行するものです。本レポートの著作権は岡三証券に帰属し、その目的いかんを問わず無断で本レポートを複写、複製、配布することを禁じます。

(2019年10月改訂)

どうしてW T O逆転敗訴

韓国による水産物輸入禁止措置 (福島第1原子力発電所)

2020年1月31日

ケンボウ ナオヤ

見坊 直哉

(化学生物総合管理学会 会員)

内 容

- 1) 取り上げた理由
- 2) W T O紛争解決
- 3) 韓国の輸入禁止措置
- 4) W T O訴訟結果 (概要、個別)
- 5) 韓国以外の状況
- 6) W T O紛争例 (S P S協定)
- 7) 輸出食品の安全を保障するには

菅長官、WTO破棄で「敗訴に当たらず」

2019.4.12 13:16 (産経新聞)

世界貿易機関（WTO）の**上級委員会**が、韓国による福島など8県産の水産物輸入禁止措置を不当とした**紛争処理小委員会（パネル）**の判断を破棄する報告書を公表したことについて「**わが国の主張が認められなかったことは誠に遺憾だ**。韓国に対し科学的根拠に基づき輸入規制の撤廃、緩和をするよう粘り強く働きかけていく」と述べた。

一方で上級委員会が、日本産食品は科学的に安全であり、**韓国の安全基準を満たしているとのパネルの認定を維持している**ことなどに触れ「**わが国が敗訴したとの指摘は当たらない**」との認識を示した。

水産庁 (http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/korea_wto.html)
韓国による日本産水産物等の輸入規制にかかるWTO紛争解決手続に関する情報について

1. 経緯

- (1) 平成27年5月21日、我が国は、韓国による日本産水産物等の輸入規制について、WTO協定に基づく協議を要請しました。
韓国による日本産水産物等の輸入規制に関するWTO協定に基づく協議の要請について(日本語PDF: 692KB)
- (2) 平成27年6月24日及び25日、ジュネーブ（スイス連邦）にて、WTO協定に基づく日韓二国間協議が実施されました。
「韓国による日本産水産物等の輸入規制に関するWTO協定に基づく日韓二国間協議」の開催について(日本語PDF: 441KB)
「韓国による日本産水産物等の輸入規制に関するWTO協定に基づく日韓二国間協議」の結果について(日本語PDF: 455KB)
- (3) 平成27年8月20日、我が国は、韓国による日本産水産物等の輸入規制について、WTO協定に基づくパネル（紛争処理小委員会）の設置を要請しました。
韓国による日本産水産物等の輸入規制に関するWTO協定に基づくパネル設置要請について(日本語PDF: 474KB)
- (4) 平成27年8月31日に開催されたWTO紛争解決機関（DSB）会合において、パネル設置について審議されましたが、被申立国である韓国の反対により、パネルは設置されませんでした。
- (5) 平成27年9月28日に開催されたWTO紛争解決機関（DSB）会合において、パネル設置について審議され、パネルを設置しないことがコンセンサス方式により決定されなかったため、パネルが設置されました。
韓国による日本産水産物等の輸入規制に関するWTO協定に基づくパネルの設置要請について(日本語PDF: 512KB)
- (6) 平成28年2月8日、パネルリストが決定されました。
パネルの構成に関するWTO事務局の通知（WTOウェブサイト）
- (7) 平成30年2月22日、パネルの報告書が公表されました。
パネル報告書(英文PDF: 3,118KB)

(8) 平成31年4月12日、上級委員会の報告書が公表されました。

【外務大臣談話】WTO紛争解決『韓国による日本産水産物等の輸入規制』上級委員会報告書の発出について

【農林水産大臣談話】韓国による日本産水産物等の輸入規制に関するWTO上級委員会の報告書について

(9) 平成31年4月26日に開催されたWTO紛争解決機関（DSB）会合において、上級委員会報告書及び上級委員会によって一部訂正されたパネル報告書が採択されました。

【外務省報道発表】WTO紛争解決「韓国による日本産水産物等の輸入規制」上級委員会報告書及びパネル報告書の採択

(10) 令和元年5月17日、上級委員会報告書の結果を踏まえ、農林水産省、外務省、復興庁、厚生労働省、経済産業省で連携し、復興に向けて努力されてきた被災地の水産業者の気持ちに寄り添い、希望を持って漁業・加工流通業に取り組める環境を整備していくための対応方向を取りまとめました。

【農林水産省報道発表】WTO上級委員会報告書の結果を踏まえた対応方向について

(参考1) WTO上級委員会報告書の結果を踏まえた対応方向について

(参考2) WTO上級委員会報告書の結果を踏まえて

(参考3) 関係省庁連絡先

※WTOへの提訴内容は、翻訳が無く、リンクのみ

※パネル(紛争処理小委員会)報告書の翻訳がない

※上級委員会の報告書はリンクもない

2. 提出文書

平成27年5月21日（木曜日）協議要請書（WTOウェブサイト）

平成27年8月20日（木曜日）パネル設置要請書（WTOウェブサイト）

3. その他

(1) 韓国による日本産水産物等の輸入規制について

韓国による日本産水産物等への輸入規制強化の概要（平成25年9月9日～）（PDF：107KB）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制強化への対応

PDFファイル「諸外国・地域の規制措置」の韓国の欄を御覧ください。

5

経緯（WTOホームページより）

2015年6月1日 日本による協議の要請 WT/DS495/1

2015年6月15日 協議への参加の要請-台湾からの連絡 WT/DS495/2

2015年8月21日 日本による紛争処理小委員会（パネル）設立の要請 WT/DS495/3

2016年9月2日 日本からの要請により設立されたパネルの構成-事務局による注記 WT/DS495/4

2016年5月8日 紛争処理小委員会（パネル）からの連絡 WT/DS495/5

2017年5月29日 紛争処理小委員会（パネル）委員長からの連絡 WT/DS495/6

2017年9月29日 紛争処理小委員会からの連絡 WT/DS495/7

2017年10月4日 紛争処理小委員会からの連絡-正誤表 WT/DS495/7/Corr.1

2018年2月22日 紛争処理小委員会（パネル）報告書 WT/DS495/R

2018年2月22日 紛争処理小委員会（パネル）報告書-補遺 WT/DS495/R/Add.1

2018年4月12日 韓国による控訴 WT/DS495/8

2018年4月18日 日本による控訴 WT/DS495/9

2018年6月11日 上級委員会からの連絡 WT/DS495/10

2019年3月8日 上級委員会からの連絡 WT/DS495/11

2019年4月11日 上級委員会からの連絡 WT/DS495/12

2019年4月11日 上級委員会の報告 WT/DS495/AB/R

2019年4月11日 上級委員会の報告-補遺 WT/DS495/AB/R/Add.1

2019年4月29日 紛争解決機関による勧告 WT/DS495/13

2019年5月15日 韓国：勧告受託とWTOへ連絡 WT/DS495/14

2019年6月5日 韓国：勧告への対応終了連絡 WT/DS495/15

[https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S006.aspx?Query=\(%20wt/ds495/*\)&Language=ENGLISH&Context=FomerScriptedSearch&languageUICanged=true#](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S006.aspx?Query=(%20wt/ds495/*)&Language=ENGLISH&Context=FomerScriptedSearch&languageUICanged=true#)

2013年9月26日

韓国による日本産水産物の輸入規制強化について

今般韓国当局は、日本産水産物の輸入規制措置の強化について以下の通り発表をいたしました。

1. 福島県、宮城県、岩手県、青森県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県の8県からの**全ての水産物について、9月9日から全面的に輸入を禁止**。
2. 上記8県以外からの水産物については、韓国側の検査で**放射性物質が微量でも検出されれば、ストロンチウム及びプルトニウム等の検査証明書を追加で要求**。
3. 現行の韓国国内のセシウム基準(370Bq/kg)を日本と同じ100Bq/kgに変更。

韓国輸入禁止の影響

震災が起きる前に、日本から韓国に輸出していた水産物は、**年間174億円**、被災地のホヤやスケトウダラは、韓国への重要な輸出品でした。

宮城県は全国有数の養殖ホヤの産地。キムチの具材として人気があり、生産量の**7~8割が韓国に輸出**されていた。だが2013年9月、東京電力福島第1原発事故による汚染水流出問題を受けて、韓国が宮城や岩手、福島、茨城など8県の水産物に対して輸入を全面的に禁止した。その影響から生産過剰となり、**7600トンのホヤの廃棄**を余儀なくされた。



韓国政府が行った、福島第一原発事故の被災地からの水産物輸入を禁止した措置に対して、日本がWTOに提訴した。

第一審(パネル)は日本の主張を認めたが、上級審の上級委員会はこの判断を覆した。

WTOで日本はミスをしたのか、それとも何か他の原因があったのか、その敗訴の要因を探る。

内 容

- 1) 取り上げた理由
- 2) WTO紛争解決
- 3) 韓国の輸入禁止措置
- 4) WTO訴訟結果（概要、個別）
- 5) 韓国以外の状況
- 6) WTO紛争例（SPS協定）
- 7) 輸出食品の安全を保障するには

W T O 紛争解決：対象となる案件例

- ・世界貿易機関を設立する協定・関税及び貿易に関する一般協定（GATT）
- ・ **農業に関する協定・衛生植物検疫措置に関する協定（SPS）**
- ・貿易の技術的障害に関する協定（TBT）
- ・貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMs）
- ・1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定（アンチ・ダンピング協定）
- ・補助金及び相殺措置に関する協定（SCM）
- ・セーフガードに関する協定（SG）
- ・サービスの貿易に関する一般協定（GATS）
- ・知的所有権の貿易関連側面に関する協定（TRIPS）
- ・政府調達に関する協定（GPA）

11

SPS協定

（Sanitary and Phytosanitary Measures（衛生と植物防疫のための措置））

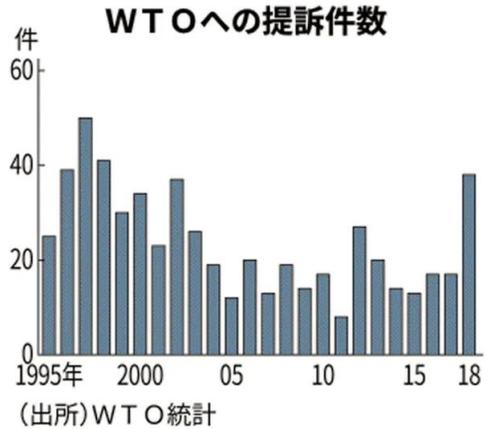
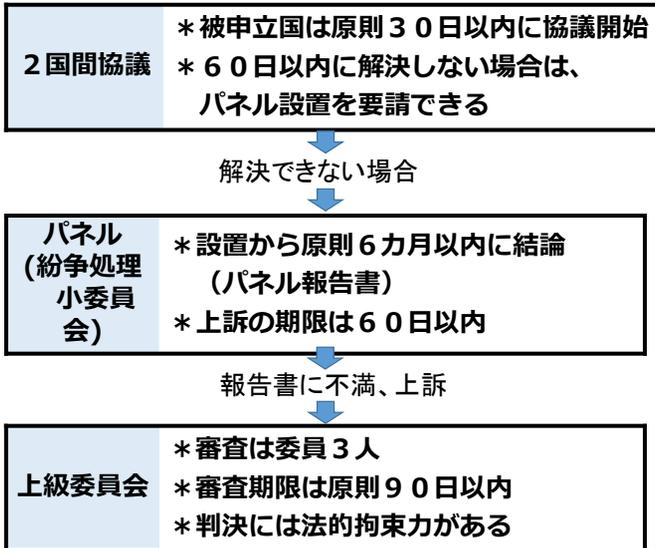
人、動物又は植物の生命又は健康を守るという衛生植物検疫（SPS）措置の目的を達成しつつ、貿易に与える影響を最小限にするための国際ルール

- ① **国際基準**に整合すること
又は
- ② **科学的根拠**に基づいていること

（例）

- ・食品安全：消費者の健康を保護するための措置
（食品添加物や残留農薬の基準設定、輸入時のサンプリング検査等）
- ・動物衛生：家畜等に有害な疾病（口蹄疫等）の侵入を防ぐための措置
（発生地からの輸入禁止、検査証明書の添付、加熱処理等）
- ・植物防疫：植物に有害な病害虫（ミバエ等）の侵入を防ぐための措置
（発生地からの輸入禁止、検査証明書の添付、燻蒸処理等）

WTOの紛争解決ステップ



13

内 容

- 1) 取り上げた理由
- 2) WTO紛争解決
- 3) 韓国の輸入禁止措置
- 4) WTO訴訟結果(概要、個別)
- 5) 韓国以外の状況
- 6) WTO紛争例(SPS協定)
- 7) 輸出食品の安全を保障するには

14

韓国の輸入禁止措置

措置	対象産品	対象都道府県
2011年3月11日：福島第一原子力発電所事故		
① 追加テスト要件（2011） セシウムおよびヨウ素の輸出前 証明書	全農水産物、加工食品、食品添 加物、健康食品	全都道府県
② 産品別禁輸（2012）	スケトウダラ	福島
	マダラ	青森、岩手、宮城、福島、茨城
2013年7月22日：東電は19日に汚染水が流出していたと発表		
③ 包括的禁輸（2013）	全水産物	青森、岩手、宮城、福島、栃木 、群馬、茨城、千葉
④ 追加テスト要件（2013） 放射性物質（セシウム、ヨウ素） の精密検査	全水産物および畜産物	全都道府県

④は、出荷毎に、日本輸出前、韓国輸入時、そして韓国販売時にそれぞれセシウム含有量を計測し、一定量以上なら追加的に他の放射線核種の試験を課すか、あるいは輸入を禁止する。

内 容

- 1) 取り上げた理由
- 2) WTO紛争解決
- 3) 韓国の輸入禁止措置
- 4) WTO訴訟結果（概要、個別）
- 5) 韓国以外の状況
- 6) WTO紛争例（SPS協定）
- 7) 輸出食品の安全を保証するには

WTO紛争処理委員会 結果概要

1. 韓国は「輸入禁止措置等は、SPS協定第5条7に従って暫定的に採択した」と主張。
パネル：検討
上級委員会：日本は5条7で提訴していないので、**パネルの検討結果は無効。**
2. 日本は、韓国の輸入禁止措置はSPS協定第5条6(衛生植物検疫措置：保護レベル)と矛盾していると提訴。
パネル：「③包括的禁輸(2013)」と「④追加テスト要件(2013)」の措置は第5条6と矛盾する。
上級委員会：**パネルの審査は誤っている。**
3. 日本は、韓国の輸入禁止措置はSPS協定第2条3(加盟国間での差別禁止)と矛盾していると提訴。
パネル：恣意的又は不当な差別である。
上級委員会：**パネルは第2条3の適用を誤っている。**

4. 日本は、韓国の追加の試験要件はSPS協定第8条(適正な手続き)および附属書C第1条(a)、(c)、(e)、(g)(適正な手続き)と矛盾していると提訴。
 - ✗(1)附属書C第1条(a)：輸入品の手続きが国内品と同等
提訴した日本が説明失敗
 - ✗(2)附属書C第1条(c)：要求される情報は、妥当かつ必要なものに限られる
提訴した日本が説明失敗
 - ✗(3)附属書C第1条(e)：手続きは妥当かつ必要なものに限られる
提訴した日本が説明失敗
 - ✗(4)附属書C第1条(g)：
輸入品の手続きに用いる場所、試料のサンプリングは国内品と同等
提訴した日本が説明失敗

5. 日本は、韓国の措置はSPS協定第7条(透明性の確保)および附属書B第1条、第3条と矛盾していると提訴。

(1)附属書B第1条：全ての規制の公表

パネ ル：包括輸入禁止は規制の対象が明確ではない
追加試験が必要となるセシウムレベル,追加試験の放射線核種,
核種の最大レベルが不明
従って、全ての規制の公表になっていない。

上級委員会： **パネルの判断で問題ない。**

(2)附属書B第3条：全ての妥当な照会に対し回答する。

パネ ル：日本の要請への韓国の回答は、第3条の義務を果たしていない

上級委員会：全ての日本の要請及び韓国の回答について検討していないので
パネルの判断は間違っている。

1.韓国の措置は、SPS協定第5条7の「暫定措置」であるか

条 文	パネル	上級委員会
<p>SPS協定第5条7 加盟国は、関連する科学的証拠が不十分な場合には、関連国際機関から得られる情報及び他の加盟国が適用している衛生植物検疫措置から得られる情報を含む入手可能な適切な情報に基づき、暫定的に衛生植物検疫措置を採用することができる。そのような状況において、加盟国は、一層客観的な危険性の評価のために必要な追加の情報を得るよう努めるものとし、また、適当な期間内に当該衛生植物検疫措置を再検討する。</p>	<p>日本は、韓国の措置は、SPS協定の第2条3,第5条6,第7条,第8条、と附属書Bの1条と3条、および付属書Cの第1条(a),第1条(c),第1条(e),第1条(g)と矛盾していると提訴した。</p> <p>韓国は「措置は、SPS協定第5.7条に従って暫定的に採択された」および「このことは、SPS協定の他の条項に基づく日本の主張の実質的要素のパネルの分析に影響を与える」と議論。</p> <p>パネルは、韓国の措置が第5.7条の要件を満たすかどうかを最初に評価することを決定した。</p> <p>「①追加テスト要件(2011)」と「②産品別禁輸(2012)」は暫定措置である。</p> <p>韓国は、「③包括的禁輸(2013)」と「④追加テスト要件(2013)」の措置の必要性を科学的証拠で十分に証明出来ていないので、これらの措置は第5条7の範囲に入らない。</p>	<p>日本は、SPS協定第5条7に基づく請求を行っていない。</p> <p>韓国は議論の展開で第5条7を出しただけで、韓国の措置を第5条7で正当化していない。</p> <p>従って、第5条7に関するパネルの調査は権限を逸脱しており、調査結果は無効であり、法的効力はない。</p>

20

・2.韓国の包括輸入禁止、および追加の試験要件は、SPS協定第5条6(衛生植物検疫措置：保護レベル)と矛盾している。

条文	パネル	上級委員会
<p>SPS協定第5条6 加盟国は、衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するため衛生植物検疫措置を定め又は維持する場合には、技術的及び経済的実行可能性を考慮し、当該衛生植物検疫措置が当該衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために必要以上に貿易制限的でないことを確保する。</p>	<p>1) 韓国の保護レベル (1)通常的环境に存在するレベル (2)出来るだけ低いレベル (3)被ばく量1 mSv /年未満</p> <p>2) 保護レベルは曖昧ではいけない。定性的な「(1)通常的环境に存在するレベル」及び「(2)出来るだけ低いレベル」は、定量的な「(3)被ばく量1 mSv /年未満」に含まれる。</p> <p>3) 日本の提案する検査案で韓国の保護レベル「(3)被ばく量1 mSv /年未満」は達成されるので、「③包括的禁輸(2013)」と「④追加テスト要件(2013)」の措置は第5条6と矛盾する。</p>	<p>1) パネルは、承認した保護レベル「(1)通常的环境に存在するレベル」、「(2)出来るだけ低いレベル」、「(3)被ばく量1 mSv /年未満」の各々の関係を、証拠で明確にする必要があった。</p> <p>2) または、日本の提案する検査案で、承認した韓国の保護レベル「(1)」、「(2)」、「(3)」の各々について、検討する必要があった。</p> <p>3) 従って、韓国の保護レベルを「(3)被ばく量1 mSv /年未満」に集約して判断したパネルの審査は誤っている。</p>

3.韓国の包括輸入禁止、および追加の試験要件は、SPS協定第2条3と矛盾している。

条文	パネル	上級委員会
<p>SPS協定第2条3 加盟国は、自国の衛生植物検疫措置により同一又は同様の条件の下にある加盟国の間(自国の領域と他の加盟国の領域との間を含む。)において恣意的又は不当な差別をしないことを確保する。衛生植物検疫措置は、国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用してはならない。</p>	<p>1) 「同様の条件の下にある」かどうかを判断するために加盟国間で比較される第2条3の「条件」は、日本と他の加盟国の製品の放射能汚染される可能性が、同様にあるかどうかです。特に汚染レベルが韓国の許容レベルを下回るかどうか。日本と他の加盟国の製品の大部分が、過去の核実験もあり100 Bq / kg以下のセシウム等の放射線核種を含む潜在的な可能性があるので、「同様の条件の下にある」と判断される。</p> <p>2) 従って、包括輸入禁止と追加試験は恣意的又は不当な差別である。</p>	<p>1) 「同一又は同様の条件の下にある」為には、製品に影響を与える可能性のある領土条件などの他の関連条件の検討が含まれる。従って、第2条3に基づく分析では、製品にはまだ現れていないかもしれないが、規制の目的と問題となる特定のSPSリスクに照らして、領土条件を含む加盟国間のすべての関係する条件を考慮する必要がある。</p> <p>2) 原発事故地域の汚染、及び汚染水放出により食品の放射能汚染が漸増する可能性あるという地域差を無視し、食品の測定値が同様に低いので「同様の条件の下にある」と判断した第2条3の適用は誤っている。</p>

4. 韓国の追加の試験要件は、SPS協定第8条および附属書C第1条(a)、(c)、(e)、(g)と矛盾している。

第8条(管理、検査及び承認の手続)

加盟国は、添加物の使用の承認又は飲食物若しくは飼料に含まれる汚染物質の許容限度の設定に関する国内制度を含む自国の管理、検査及び承認の手続の運用に当たり附属書Cの規定を遵守するものとし、これらの手続がこの協定の規定に反しないことを確保する。附属書C第1条加盟国は、衛生植物検疫措置の実施を確認し及び確保するための手続について、次の(a)から(i)までに規定することを確保する。

条文	パネル	上級委員会
附属書C第1条(a) 手続が、不当に遅延することなく、かつ、 輸入品の手続きが同種の国内品よりも不利でない方法で、行われ、完了すること。	1) 附属書C第1条(a)に基づく評価を2段階の分析で行う。 (i) 国内品と輸入品が「類似している」かどうか。 (ii) 「類似している」なら、輸入品が事業において不利に扱われているかどうか 2) 日本は、スケトウダラで「類似している」を説明したが、 日本は、韓国が措置の対象となる製品のすべてを生産しているのかどうかを説明しておらず、更に措置の対象となる製品を韓国へ輸出していた貿易データも示していない。 従って、パネルは輸入品と国内品が類似しているかどうかを 評価することはできません。	パネルの判断で問題ない。

23

条文	パネル	上級委員会
附属書C第1条(c) 要求される情報は、適切な管理、検査及び承認の手続(添加物の使用の承認又は飲食物若しくは飼料に含まれる汚染物質の許容限度の設定に関するものを含む。)に必要なものに限られること。	1) 「情報」は、「適切な管理、検査、および承認手順に必要なものに限定される」と規定されている。 2) 日本は、韓国の保護レベルを達成するための実質的な措置の必要性に言及しているが、追加試験で要求される試験報告書(情報)のどの点が追加試験の実施(適切な管理、検査及び承認)において過剰なのかを説明出来ていない。 3) 日本は、附属書C第1条(c)に基づく主張を立証できなかった。	上訴無し
附属書C第1条(e) 産品の個々の試料の 管理、検査及び承認のための要件 が、 妥当かつ必要なものに限られること。	1) 輸入製品の試料に関する管理、検査、および承認手順が「妥当」または「必要」ではない方法で実施されることを防ぐことを目的としています。 2) 日本は、追加試験を日本で行うのは、保管、輸送、および試験の追加コストと出荷遅延を発生させるので、「妥当」ではないと主張する。 パネルは、追加試験を日本で実施する必要があるという事に同意しません。 3) 日本は、附属書C第1条(e)に基づく主張を実証できなかったと認定する。	上訴無し

24

条文	パネル	上級委員会
附属書C第1条(g) 手続に用いる施設の場所の選択及び試料の抽出 については、申請者、輸入業者若しくは輸出業者又はこれらの代理人に対する不便を最小限にするように輸入産品に係るものと国内原産の産品に係るものとの間において 同一の規準 が用いられるべきであること。	1) (1)施設の立地および(2)輸入製品と国内製品のサンプルの選択に、同じ基準を使用すること 2) (1)施設の立地 日本は、追加試験を日本で行うのは、施設の立地条件に同じ基準を使用していないと主張する。パネルは、追加試験を日本で実施する必要があるということに同意しないので、日本は、附属書C第1条(g)と矛盾していることを実証し出来ていない。 3) (2)輸入製品と国内製品のサンプル 日本は、追加試験を問題にしているが、日本製品と韓国製品とではサンプル選択基準(韓国の食品法)が異なることを議論で特定していない。 4)日本は、附属書C第1条(g)に基づく主張を実証できなかった。	上訴無し

25

5. 韓国の包括輸入禁止、および追加の試験要件は、SPS協定第7条および附属書Bの第1条、第3条(a)および第3条(b)と矛盾している。

第7条 (透明性の確保)

加盟国は、附属書Bの規定に従い、自国の衛生植物検疫措置の変更を通報するものとし、また、自国の衛生植物検疫措置についての情報を提供する。

条文	パネル	上級委員会
附属書B第1条 (規制の公表) 加盟国は、制定された すべての衛生植物検疫上の規制 を、利害関係を有する加盟国が知ることのできるように速やかに 公表 することを確保する。	韓国の 包括輸入禁止 は8県の「すべての水産物」が対象となっているが、「 すべての水産物 」の表現では 輸入禁止の対象が明確でない ので、「すべての衛生植物検疫上の規制」を公表したことになる。 追加試験 の韓国プレスリリースには、追加試験が必要となる セシウムのレベル 、追加試験の 放射性核種 、製品が拒否される放射性核種の 最大レベル が含まれてなく、且つそれらの情報を知るための方法も掲載されていないので、これも「すべての衛生植物検疫上の規制」したことになる。 包括輸入禁止と追加試験は同じプレスリリースで発表されているが、日本に通報しなかったため、「自国の衛生植物検疫措置の変更を通報」したことになる。 包括輸入禁止と追加試験の措置に関して、韓国はSPS協定第7条及び附属書B第1条と矛盾して行動している。	パネルの判断で問題ない。

26

条文	パネル	上級委員会
<p>附属書B第3条(照会所) 各加盟国は、利害関係を有する加盟国からのすべての妥当な照会に応じ及び次の事項に関する関連文書を提供する責任を有する一の照会所を設けることを確保する。 (a) 自国の領域内において制定され又は提案された衛生植物検疫上の規制 (b) 自国の領域内において運用されている管理及び検査の手続、生産及び検疫に係る処置並びに農薬の許容限度の設定及び食品添加物の承認の手続</p>	<p>日本の2014年6月24日の要請に対する韓国の回答は、質問への関連が不明確なこと、及び日本の2014年11月13日の要請に韓国が回答しなかったことは、「関連文書を提供する責任」に反し、附属書B第3条の義務を果たしていない。</p>	<p>附属書B第3条は、「すべての妥当な質問への回答の提供と関連文書の提供に責任がある」ことなので、質問の回数、個々の質問内容と回答内容を精査する必要がある。従って、全ての日本の要請とそれらへの韓国の回答を検討していないパネルの判断は間違いである。</p>

27

措置	対象産品	対象都道府県
包括的禁輸(2013)	全ての水産物	青森、岩手、宮城、福島、栃木、群馬、茨城、千葉
追加テスト要件(2013) 放射性物質(セシウム,ヨウ素)一定量以上なら他の放射線核種の試験を追加	全水産物および畜産物	全都道府県

2019年5月30日韓国公布

措置	対象産品	対象都道府県
包括的禁輸	輸入水産物の検査に関する韓国の規定が適用対象としている水産物の全て	青森、岩手、宮城、福島、栃木、群馬、茨城、千葉
通関段階検査でセシウム(¹³⁴⁺¹³⁷ Cs),またはヨウ素(¹³¹ I)が0.5Bq/kg以上検出されると、コーデックスガイドライン記載の17個の核種について検査証明書が要求される 許容レベルもコーデックスガイドラインを使用	全水産物および畜産物	全都道府県

食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格

放射性核種 (17個追加核種)	Guideline level (Bq / kg)	
	乳幼児	成人
^{238}Pu 、 ^{239}Pu 、 ^{240}Pu 、 ^{241}Am 、 ^{235}U	1	10
^{90}Sr 、 ^{129}I 、 ^{106}Ru	100	100
^{35}S 、 ^{89}Sr 、 ^{60}Co 、 ^{103}Ru 、 ^{144}Ce 、 ^{192}Ir	1,000	1,000
^3H 、 ^{14}C 、 ^{99}Tc	1,000	10,000

範囲：

原子力又は放射線緊急事態以後に汚染された食品に含まれる放射線核種に適用される。これらのガイドラインレベルは、すなわち乾燥又は濃縮されていない食品に適用され、年間1mSvの介入免除レベルに基づいている。

放射線学的基準：

食品からの個人の年間線量に関する放射線学的基準(介入免除レベル)は約1mSVであり、公衆にとって安全なものとして国際放射線防護委員会が推奨するものである。

29

経緯

- 2011年3月11日 福島第一原子力発電所事故
- 2011年 韓国：全食品セシウムおよびヨウ素の輸出前証明書
- 2012年 韓国：東北6県のスケトウダラ、マダラ禁輸
- 2013年7月22日 東電：19日に汚染水が流出していたと発表
- 2013年 韓国：東北6県+千葉県の水産物禁輸
- 2013年 韓国：全食品セシウムおよびヨウ素、一定量以上は他の核種試験
- 2015年1月6日 日本：WTO協定に基づく協議の要請
- 2015年8月21日 日本：紛争処理小委員会（パネル）設立の要請
- 2018年2月22日 紛争処理小委員会（パネル）報告書
- 2018年4月12日 韓国：控訴
- 2018年4月18日 日本：控訴
- 2019年4月11日 上級委員会の報告書
- 2019年4月29日 紛争解決機関による勧告
- 2019年5月15日 韓国：勧告受託とWTOへ連絡
- 2019年5月30日 韓国：修正規制公表
- 2019年6月5日 韓国：WTOへ対応終了連絡

内 容

- 1) 取り上げた理由
- 2) WTO紛争解決
- 3) 韓国の輸入禁止措置
- 4) WTO訴訟結果（概要、個別）
- 5) 韓国以外の状況
- 6) WTO紛争例（SPS協定）
- 7) 輸出食品の安全を保証するには

31

◇諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況（2019年9月20日現在）

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名
事故後輸入規制を措置	規制措置を完全撤廃した国・地域 3 2	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国
	一部の都県等を対象に輸入停止 7	香港、中国、台湾、韓国、シンガポール、マカオ、米国
	一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求 1 4	インドネシア、ブルネイ、仏領ポリネシア、アラブ首長国連邦（UAE）、エジプト、レバノン、モロッコ、EU(EU28カ国を1地域とカウント)、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、ロシアフィリピン
	自国での検査強化 1	イスラエル
5 4	2 2	

農林水産省 http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_gaiyo_ja.pdf

32

原発事故に伴い輸入停止措置を講じている国・地域

国・地域	輸出額	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	2,115億円	福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳
中国	1,338億円	宮城、福島、茨城、栃木、群馬 埼玉、千葉、東京、長野	全ての食品、飼料
		新潟	コメを除く食品、飼料
台湾	903億円	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品（酒類を除く）
韓国	635億円	青森、岩手、宮城、福島、茨城 栃木、群馬、千葉	水産物
シンガポール	284億円	福島	林産物、水産物
		福島原発周辺の7市町村	全ての食品
マカオ	37億円	福島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉 加工品、卵、水産物・水産加工品
		宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、新潟、長野	野菜、果物、乳製品

農林水産省 http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/teishi.pdf

33

内 容

- 1) 取り上げた理由
- 2) WTO紛争解決
- 3) 韓国の輸入禁止措置
- 4) WTO訴訟結果（概要、個別）
- 5) 韓国以外の状況
- 6) WTO紛争例（SPS協定）
- 7) 輸出食品の安全を保証するには

34

SPS条文	事件	EC・ホルモン牛肉規制	日本・農産物検査	豪州・鮭検査	鮭検査事件・履行	日本・リンゴ検査	リンゴ検査事件・履行	EC・遺伝子組換え産品
Art 2.2 科学的な原則			違反		違反	違反	違反	違反
Art 2.2 証拠なしに維持しない					違反			
Art 2.3 恣意的・不当な差別					違反なし			
Art 3.3 国際基準よりも高い基準	合意しない							
Art 5.1 リスク評価	違反	違反	違反	違反	違反	違反	違反	違反
Art 5.5 差別・制限をしない	違反なし		違反					
Art 5.6 国内の保護レベル			違反なし	違反なし	違反			
Art 5.7 暫定措置の根拠			合意しない			合意しない		合意しない
Art 8, Annex C 管理, 検査, 承認手続き								違反

山下一仁「食の安全と貿易」日本評論社P.56 35

WTOにSPS協定違反で提訴する場合、紛争例より勝つには第2条2、または第5条1での提訴が良い。

第2条2

加盟国は、**衛生植物検疫措置**を、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限度においてのみ適用すること、**科学的な原則に基づいてとること**及び、第5条7(暫定措置)に規定する場合を除くほか、十分な**科学的証拠なしに維持しない**ことを確保する。

第5条1

加盟国は、関連**国際機関が作成した危険性の評価の方法**を考慮しつつ、**自国の衛生植物検疫措置**を人、動物又は植物の生命又は健康に対する危険性の評価であってそれぞれの状況において**適切なものに基づいてとる**ことを確保する。

内 容

- 1) 取り上げた理由
- 2) WTO紛争解決
- 3) 韓国の輸入禁止措置
- 4) WTO訴訟結果（概要、個別）
- 5) 韓国以外の状況
- 6) WTO紛争例（SPS協定）
- 7) 輸出食品の安全を保証するには

37

輸出する食品の安全保証

- ①輸出先の安全基準を満たしている。
- ②国際的に認められている安全基準を満たしている。
- ③科学的に安全と判断できる根拠に基づいている。
- ④輸出先で通常食している物と同等

38

輸出先で通常食している物と同等の証明

・輸出する食品の放射能に関して、韓国で食されている水産物と比べ、同等である事を検査で証明する。

- ①韓国で食されている水産物の種類毎の放射能について、日韓両国で測定する。
- ②水産物の種類毎の放射能レベル（中央値、振れ幅）、測定法について韓国と合意する。
- ③水産物は輸出前に放射能を測定し、水産物の種類毎に合意した放射能レベル以下の水産物を輸出する。

39

韓国の専門家委員会と共同で採取した水産物の放射性物質測定結果(概要)

魚種		生試料(Bq/kg)		灰試料(Bq/kg)				
		^{134}Cs	^{137}Cs	^{134}Cs	^{137}Cs	^{90}Sr	^{238}Pu	$^{239+240}\text{Pu}$
マガレイ (福島県)	日	0.621	2.08	0.415	1.45	N.D.	N.D.	N.D.
	韓	1.73	6.37	1.14	4.06	0.0874	N.D.	0.000386
ミギガレイ (福島県)	日	0.477	1.06	0.252	0.881	N.D.	N.D.	N.D.
	韓	0.289	1.44	0.341	1.33	0.0554	N.D.	0.000337
カナガシラ (福島県)	日	0.560	1.56	0.392	1.34	N.D.	N.D.	N.D.
	韓	0.340	1.41	0.291	0.965	0.0495	N.D.	0.000485
ヤリイカ (福島県)	日	N.D.	N.D.	0.0252	0.114	N.D.	N.D.	N.D.
	韓	N.D.	0.354	0.0735	0.286	N.D.	0.000081	0.00415
マダコ (福島県)	日	N.D.	0.409	0.177	0.600	N.D.	N.D.	N.D.
	韓	N.D.	0.816	0.346	1.17	0.0410	N.D.	0.000085
ババガレイ (青森県)	日	N.D.	N.D.	N.D.	0.0870	N.D.	N.D.	N.D.
	韓	N.D.	N.D.	N.D.	0.0991	N.D.	N.D.	N.D.
スケトウダラ (北海道)	日	N.D.	N.D.	N.D.	0.163	N.D.	N.D.	N.D.
	韓	N.D.	N.D.	N.D.	0.359	N.D.	N.D.	N.D.

水産庁 http://www.jfa.maff.go.jp/kakou/export/pdf/nikkah_sokutei_kekka_gaiyou.pdf

宮城県
ホヤ測定値
(Bq/kg)
国立保健医療科学院
食品中の放射性物質検査データ

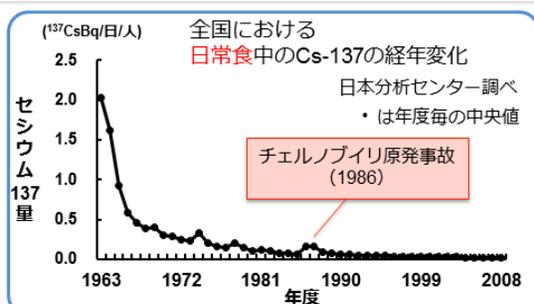
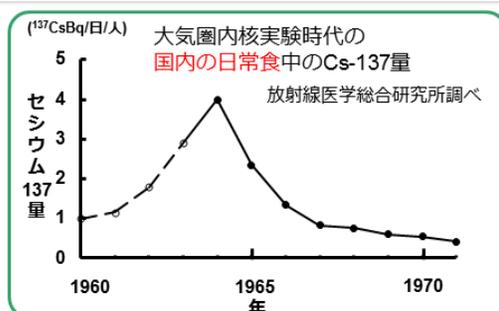
採取日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137	セシウム合計
2011/9/14	<50	<50		-
2014/5/29	-	<6.52	<7.82	<14
2014/6/10	-	<0.643	<0.657	<1.3
2014/6/13	-	<0.767	<0.783	<1.6
2014/6/25	-	<11	<9	<20
2014/7/22	-	<9.03	<7.01	<16
2014/10/6	-	—	—	<25
2015/4/15	-	—	—	<21
2015/6/9	-	<9.66	<6.70	<16
2015/8/20	-	<10	<10	<20
2015/12/3	-	<10	<10	<20
2016/2/16	-	<4.0	<4.0	<8.0
2016/6/15	-	<13	<11	<24
2016/6/28	-	<1.02	<0.527	<1.5
2017/6/12	-	<10	<10	<20
2018/5/22	-	-	-	<25
2019/4/23	-	< 3.02	< 2.96	< 6.0
2019/4/23	-	<3.02	<2.96	<6.0

41

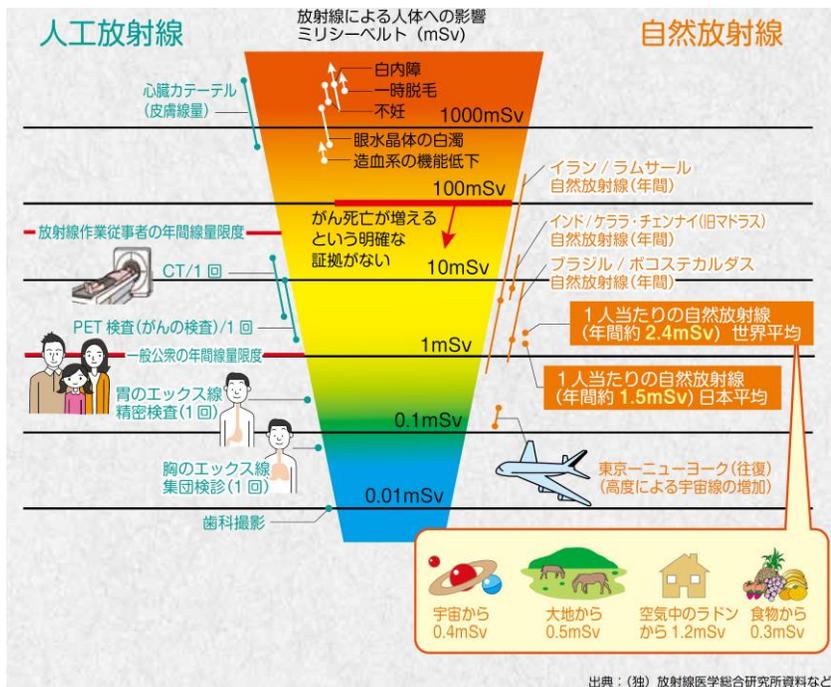
宮城県以外 ホヤ測定値(Bq/kg)

国立保健医療科学院
食品中の放射性物質検査データ

採取日	産地	セシウム134	セシウム137	セシウム合計
2012/6/30	青森県	<15	<10	<25
2013/4/9	青森県	<7.88	<9.21	<17
2013/10/1	青森県	<7.10	<7.50	<15
2015/4/14	青森県	<0.645	<0.855	<1.5
2015/6/9	北海道	<9.66	<6.70	<16



※ 2つの研究では試料採取の時期や場所が異なります。 42



以 上

知の市場第 11 回年次大会
化学生物総合管理学会・社会技術革新学会
春季討論集会(2020)予稿集

=====

発行者 特定非営利活動法人化学生物総合管理学会
社会技術革新学会
知の市場

発行日 2020 年 1 月 31 日 (金)

編 集 (共同編集)

特定非営利活動法人化学生物総合管理学会事務局

kagakus*cbims.net (*を@に直して送信してください)

<http://www.cbims.net/>

社会技術革新学会事務局

sgijutsu*s-innovation.org (*を@に直して送信してください)

<http://www.s-innovation.org/>

知の市場

chinoichiba1*gmail.com (*を@に直して送信してください)

<http://chinoichiba.org/index.html>

=====

本資料の一部または全部を、特定非営利活動法人化学生物総合管理学会・社会技術革新学会・知の市場又は原
著者に無断で複製、複写または転載することをお断りいたします。